アナタと ツナがる エネルギー
ATSUGI GAS

厚木ガスで
電気を新規に申し込むと

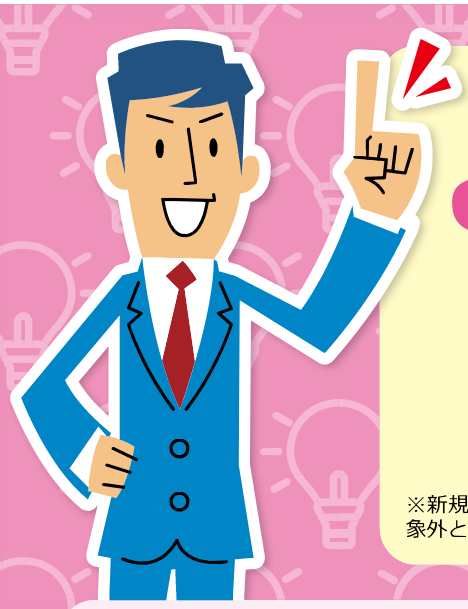

電気代基本料金 1ヶ月無料!

※新規にお申し込みいただくと、基本料金が1ヶ月無料となります。※低圧電力メニューが対象です。※一部適用対象外となる場合がございます。※詳細につきましては、裏面の「付帯メニュー定義書」をご確認ください。

ガス・電気セット割＊1で電気代がおトクに!＊2
厚木ガスで電気とガスをまとめて契約すると
電気代が割引に!

電気の
検針票も発行!

- **原則初期費用ナシ!**
  ※お客さま宅の電気メーター設置状況により、別途工事費が掛かることがあります。
- **契約年数しばりナシ!**
- **手続きおまかせ簡単!**
- **厚木ガスは解約・違約金ナシ!**

Webからのお申し込みは、とってもカンタン!

ご準備ください

電気とガスの検針票をご用意ください

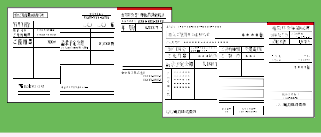

電気の検針票をお持ちでない方はご契約中の電力会社にお問い合わせいただき下記の番号をご用意ください。

Web検針票でも確認できます!

- 供給地点特定番号(0で始まる22桁)
- お客さま番号(ご加入されている電力会社により番号の種類は異なります)
- 現契約の契約電流等(A/kVA/kW)

STEP❶
スマホで下記のQRコードを読込むか「厚木ガス　電気」で検索してください

STEP❷
申し込みフォームに必要事項をご記入してお申し込み

STEP❸
お申し込み完了

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

注意事項などの詳細は裏面をご確認ください。

＊1:厚木ガスのガスと電気のご使用場所およびご契約者が同じであり、ガス料金と電気料金のお支払い方法が同じで「口座振替」または「クレジットカード」払いである方が対象です。適用される割引内容は次のとおりです。「基本プラン」をご契約の方には、「ガス・電気セット割(定率A)」を適用し電気需給契約ごとに毎月の電気料金の基本料金および電力料金の合計額(税込)(新規申込割など、ガス・電気セット割以外の付帯メニューの適用がある場合は適用後の合計額)の0.5%を割引(小数点以下は切捨て)します。「ぴかっとプランC」をご契約の方には、「ガス・電気セット割(定額A)」を適用し、電気需給契約ごとに毎月の電気料金(再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません)から275円(税込)を割引きます。＊2：ご利用状況等により切替前の電気料金より安くならない場合があります。

●大手電力会社の規制料金(従量電灯B等)には燃料費調整に上限がある一方、当社の電気料金には上限がありません。
そのため、燃料価格が高騰している場合、当社電気料金の方が高くなる場合があります。お申し込みの際にはご注意ください。

2023年5月1日お申し込み分より適用

付帯メニュー定義書【基本プラン・ぴかっとプランC新規申込割　電気代基本料金1ヶ月無料】

付帯メニュー定義書【基本プラン・ぴかっとプランC新規申込割　電気代基本料金1ヶ月無料】(以下「本定義書」といいます)は、厚木ガス(以下「当社」といいます)の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引きする取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニューを以下「新規申込割」といいます。

1.実施期日

本定義書は、2023年5月1日より適用します。

2.定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

3.適用条件等

(1)当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「新規申込割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

①2023年5月1日以降に、新たに当社の電気需給契約の申し込みを当社所定の方法で行うこと(なお、当該期間外に当社の電気需給契約を申し込んだ場合であって、当該期間中に再度当社に同一の需要場所の電気需給契約の申し込みをした場合を除く)。

②電気の需給開始日が2023年1月1日以降かつお申し込みから6ヶ月以内であること。

③当社の電気料金メニューの基本プランまたはぴかっとプランCが適用されること。

(2)(1)にかかわらず、電気の供給開始に必要となる情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、不正な申し込みがあった場合その他当社が不適切と判断した場合は、「新規申込割」を適用できないことがあります。

4.適用期間

「新規申込割」の割引の適用期間は、以下のとおりとします。

3(適用条件等)に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の需給開始日後に初めて到来する計量日から1ヶ月間(需給開始日後に初めて到来する計量日と需給開始日が同日の場合、需給開始日から起算します)。

なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5.割引内容

当社は、3(適用条件等)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下のとおり電気料金を割引きます。

(1)電気需給約款15(電気の使用期間)に定める電気の使用期間(ただし、引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、需給開始直後の使用期間を除く場合があります)の初日が、「新規申込割」の適用期間に属する場合、原則として、当該使用期間の電気料金の計算に(2)および(3)の割引内容を適用します。

(2)「新規申込割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と電力量料金(税込)の合計(付帯メニューの適用がある場合は、すべての付帯メニューを適用する前の合計額)から、「新規申込割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と同額を割引きます。ただし、電気需給約款18(日割計算)(1)にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は日割後の基本料金(税込)と同額とします。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

(3)(2)によって計算された合計が負となるときは、その1ヶ月の電気料金は、電気需給約款別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

6.適用廃止

当社は、以下の場合には、「新規申込割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1)電気需給契約が解約等の理由により終了した場合
電気需給約款31(お客さまからの電気需給契約の解約)または32(当社からの電気需給契約の解約等)による解約日または終了日

(2)お客さまが3(適用条件等)に定める適用条件を満たさないことが判明した場合
適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日
なお、適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7.新規申込割の定義書の変更および廃止

(1)当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。

(2)当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3)本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

〇電気の供給範囲：神奈川県（建物全体で一括受電をしている場合を除く）〇ご希望の方には詳しい案内資料をお送りします。〇すでにご使用いただいた電気に関する払い戻し等には応じられません。〇キャンペーンの期間中または終了後に、同様または類似のキャンペーンを行う可能性があります。

●お引越し（転入）等の場合は、お引越し先の電気メーターの計器番号または供給地点特定番号をお手元にご用意ください。
●お申し込みから供給開始までお時間が掛かることがございます。電気の需給開始日は、需給開始後に書面にてお知らせいたします。
●お支払い方法は口座振替またはクレジットカード支払いのみとなります。

電気に関するお問い合わせ

厚木ガス株式会社

産業開発課　☎ 046-230-2353（平日 8:30-17:00）

厚木ガス株式会社は東京ガス株式会社の取次店としてお客さまに電気を販売します。（小売電気事業者：東京ガス株式会社 / 登録番号 A0064）